

日進市健康課が発行する印刷物における広告掲載事業実施要領

令和元年6月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市健康課が作成する印刷物に民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、日進市有料広告掲載に関する要綱（平成18年8月22日要綱第65号。以下「要綱」という。）及び日進市広告掲載基準（平成19年1月16日制定。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(印刷物)

第2条 前条に規定する印刷物は、健康課が発行する次の印刷物とする。

- (1) 日進市保健センターガイド
 - (2) その他健康課が作成する印刷物
- (広告の規格、枠数、掲載位置等)

第3条 要綱第4条に規定する広告の規格、枠数、掲載料、作成方法等は、別に定める。

(広告募集の方法)

第4条 要綱第5条に規定する広告募集の方法は、同条第3号に定める広告取扱い業者の斡旋による募集とする。

- 2 広告取扱い業者の決定については、別に定める。
- 3 広告取扱い業者は、要綱、掲載基準、この要領及びその他市の指示に従い、広告募集を行うものとする。
- 4 市は、広告取扱い業者と広告主の募集期間について協議し、市ウェブサイト広告主を募集する記事を掲載するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 要綱第6条に規定する広告掲載申込書及び広告案は、広告取扱い業者が広告主より徴収し、市が指定する期日までに市に提出するものとする。

- 2 広告取扱い業者は、広告の内容及びその広告主について、要綱第7条に規定する市の審査を受け、その承認を得なければならない。

(広告掲載料の納入)

第6条 要綱第9条に規定する第3号様式の提出及び広告掲載料の納入は、広告取扱い業者が行うものとする。

(広告原稿の提出)

第7条 要綱第10条に規定する広告原稿の提出は、広告取扱い業者が市に提出するものとする。

(市税等の完納の確認)

第8条 要綱第11条第3項に規定する市税等の完納の確認について、広告主は市が

求めた場合、納税証明書等を提出しなくてはならない。

2 前項の納税証明書等の提出にあたっては、広告取扱い業者が広告主より徴収し、市に提出するものとする。

(広告内容の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告取扱い業者が負うものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。